

平成30年7月1日から
小学1年生から中学3年生までの



伊丹市マスコット ヒコまる

子育て支援医療の助成内容を 拡大いたします



伊丹市マスコット ハコまる

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てを支援するため、小学1年生から中学3年生までの通院の助成内容を拡大致します。

【現行】

- * 小学1年生から
小学3年生の通院 1割負担で
1日 800円
(月2日)
- * 小学4年生から
中学3年生の通院 2割負担

【平成30年7月1日から】

一括負担で 1日 800円(月2日)
<低所得者 2割負担で 1日 600円(月2日)>

★小学1年生から中学3年生までの助成内容が同じになります。

●平成30年7月1日からの子育て支援医療費助成制度

【一部負担金表】

年齢	自己負担限度額 (一括負担等につき)	
	外来	入院
0~5歳児 (虐待教育施設まで)	負担なし	負担なし
小学1年生～ 中学3年生	負担区分	負担限度額
	一般	1日 800円 (月2日まで)
	低所得者	1日 600円 (月2日まで)

【所得割限基準】

○歳	所 得 制 限 な し
1歳～ 15歳まで	幼児等保護者または扶養義務者(※1)の 市町村民税所得割額 23,5万円未満(合計額(※2)) (住宅借入金等特別税額控除・ 寄付金税額控除の控除前)

※1 扶養義務者とは、民法第877条第1項に定める扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹)で、本人等と生計をともに維持する者(同居・別居は問わない)。ただし、幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持している場合は扶養義務者の所得割額は合算しません。

※2 10歳未満の者を扶養している人は、市町村民税所得割額から扶養親族が10歳未満なら1人19,800円、10歳以上19歳未満は1人7,200円を差し引くことができます。

*「低所得者」とは、受給者と同世帯に属する者の全員が市町村民税非課税者で、かつ、世帯全員の年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得80万円以下の方です。

なお、税免申告者がいる場合には、低所得者と認定できません。

★★★ お問い合わせ先 ★★★
伊丹市 後期医療福祉課 1階10番窓口
TEL 784-8041 (直通)

